

# 高速自動車国道法施行令（昭和32年政令第205号）の一部改正について

平成18年7月  
国土交通省  
道路局路政課

## 1. 背景

高速自動車国道については、その一層の利活用の促進、地域生活の充実、地域の活性化等を図る観点から、高速自動車国道へのアクセスを強化し、通行者の利便を増進することが求められているところです。

上記により、以下のとおり高速自動車国道法施行令（昭和32年政令第205号）を改正することを検討しています。

## 2. 改正の概要

高速自動車国道と連結することができる施設は、道路法上の道路、道路運送法上の一般自動車道、飛行場内の公共用通路、当該高速自動車国道の通行者の利便に供するための休憩所などの施設に限られているところですが、高速自動車国道の一層の利活用の促進等を図るため、道路と高速自動車国道を連絡する公共的な通路についても高速自動車国道と連結させることができる施設となるよう措置することを検討しています。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 平成18年8月